

5 給付・助成など

5-1 高齢者

敬老金の贈呈

対象 99歳以上の方

支給額 10,000円（対象者には誕生月に贈呈のお知らせを送付します。希望者には市長の訪問により、贈呈します。）

問合せ 高齢者支援課 高齢者支援係 ☎ 29-9271

老齢基礎年金等

内容

老齢基礎年金は年金保険料の納付や免除などの受給資格期間が10年以上あれば65歳から本人の請求により、支給されます。受給資格期間が10年に満たない場合は、60歳から任意加入して期間を増やすことができます。年金支給額は、保険料を納めた月数によって異なります。また、60歳以上65歳未満に繰上請求又は66歳以降に繰下請求ができますが、年金額は繰上げれば減額、繰下げれば増額になります。

心身に障がいのある方は、納付要件や65歳未満に初診日があるなど一定の条件が整っている場合、障害基礎年金が支給されます。ただし、障害福祉年金から障害基礎年金に移行した受給権者及び20歳前障がいによる受給権者については所得制限（58ページ）があります。

また、年金受給権者等の方が亡くなられた時、18歳到達年度の末日までの子（障がいの状態にあるときは20歳未満の子）のいる配偶者又は子がいて一定の条件を満たせば、遺族基礎年金が支給されます。

その他、国民年金保険料を納めている方が年金を受給せずに亡くなったとき、一定の条件を満たせば、死亡一時金や寡婦年金が支給されます。

問合せ 市民課 庶務・年金係 ☎ 29-9190

※国が運営している事業で、その一部を法定受託事務として市が行っています。
※受給資格期間は、平成29年8月1日より25年から10年に短縮されました。



住宅改修給付

対象

下記①～③を全て満たし、a 又は b のいずれかに当てはまる方
 ① 65 歳以上で、身体機能の低下により日常生活動作に支障がある方
 ② 介護保険の要介護認定の結果通知を受けている方
 ③ 現在自宅で生活している方
 a 要介護認定において非該当となった方
 b 要介護または要支援状態にあり、改修等が必要と認められる方

内容

a 住宅改修予防給付……手すりの取付け、床段差解消など
 b 住宅設備改修給付……浴槽の取替え、流し・洗面台の取替え、便器の洋式化
 ※対象、費用等、詳細については下記までお問合せください。
 また、工事後の交付は行っていません。工事の計画を立てる前に必ずご相談ください。
 ※住宅改修等アドバイザー（24 ページ）のアドバイスを受けられます。

問合せ

高齢者支援課 高齢者相談係 ☎ 29-9272

家族介護慰労金

対象

過去 1 年間に要介護 4 以上の住民税非課税世帯の在宅高齢者で、医療機関への入院が延べ 90 日以内及び介護保険サービスを利用しなかった（やむを得ない事情で年 7 日程度の短期入所の利用は可）方を現在介護している同居家族（住民税非課税世帯）の方

内容

介護者に、慰労金として年額 10 万円を贈呈します。

問合せ

高齢者支援課 高齢者支援係 ☎ 29-9271

紙おむつの支給

対象

要介護 4 または 5 の住民税非課税世帯の方でおむつを必要とする方。ただし、特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護保険適用の病院等に入所している方、生活保護世帯の方は除きます。

内容

紙おむつや尿とりパッド等を、必要に応じた組み合わせで宅配します。
 申込が必要です。支給の開始は原則、支給が決定した月の翌月からです。

※紙おむつの持ち込みが認められていない病院に入院中の紙おむつ代については助成があります。別途申込が必要です。

問合せ

高齢者支援課 高齢者支援係 ☎ 29-9271

入院中の紙おむつ代の助成

対象 要介護 4 または 5 の住民税非課税世帯の方で、紙おむつの持ち込みが認められていない病院に入院し、病院に対して紙おむつ代の支払いがある方。介護保険適用の病院等に入院している方、生活保護世帯の方は除きます。

内容 「三鷹市高齢者等紙おむつ代助成対象者認定申込書」を市に提出し、対象者認定を受けた月から助成対象になります。
助成対象者は、下表の申請期間内に「紙おむつ代助成金交付申請書（兼請求書）」と病院発行の紙おむつ代とわかる領収書（コピー可）を市に提出してください。
後日、指定の口座に振り込みます。

助成額 入院中の紙おむつ代（上限月額 6,000 円）

対象月	申請期間	振込時期
3月から6月までの入院分	7月1日から7月31日まで	9月
7月から10月までの入院分	11月1日から11月30日まで	1月
11月から2月までの入院分	3月1日から3月31日まで	5月

※申請期間は、土・日曜日、祝日を除きます。

※退院して在宅に戻られる場合は「紙おむつの支給」があります。別途申込が必要です。

問合せ 高齢者支援課 高齢者支援係 ☎ 29-9271

補聴器購入費の助成

対象 65 歳以上で本人の合計所得金額が 210 万円未満の方かつ聴覚障がいによる補聴器の支給対象にならない方で医師が補聴器を必要と認める方（純音聴力検査と語音聴力検査の結果）

内容 1 人当たり補聴器本体購入費用の 2 分の 1（上限 4 万円）を助成します。（対象は 1 人当たり 1 台のみです。）
補聴器の購入前に市役所への申し込みが必要です。

申込方法 市役所一階 12 番窓口にて申請又は下記問合せ先に申請書を郵送してください。（申請書は、ホームページよりダウンロード可）

問合せ 高齢者支援課 高齢者支援係 ☎ 29-9271
※ 18 歳以上 64 歳以下の方は障がい者支援課障がい者相談係 ☎ 29-9233

5-3 障がいがある方

特別障害者手当

対象

20歳以上の方で、精神又は身体に著しく重度の障がいを有するため、日常生活において常時特別の介護を必要とする方（所得による給付制限があります）。ただし、施設等に入所されている方、病院又は診療所に継続して3か月を超えて入院されている方は対象となりません。

内容

月額 28,840円

問合せ

障がい者支援課 障がい者医療・給付係 ☎ 29-9234

心身障がい者福祉手当（一般障がい手当）

対象

身体障害者手帳1～4級、愛の手帳1～4度の方で、所定の要件を満たす方（詳しくはお問い合わせください）。なお、特別障がい手当または特定疾患手当との併給制限があります。

内容

月額 4,000円

問合せ

障がい者支援課 障がい者医療・給付係 ☎ 29-9234

心身障がい者福祉手当（特定疾患手当）

対象

三鷹市が指定する疾患を有し、特定医療費（指定難病）受給者証、マル都医療券をお持ちの方で、所定の要件を満たす方（詳しくはお問い合わせください）。なお、一般障がい手当または特別障がい手当との併給制限があります。

内容

月額 6,000円

問合せ

障がい者支援課 障がい者医療・給付係 ☎ 29-9234

特別障害給付金

内容

かつて国民年金への加入が任意加入とされていた時期に加入しなかったサラリーマンの配偶者や学生の方で、その期間中に初診日があり、その後障がい者となった場合に、一定の条件を満たせば特別障害給付金を受給することができます。

支給額

月額 1級 :55,350円 2級 :44,280円（令和6年度）

問合せ

市民課 庶務・年金係 ☎ 29-9190

※ 国が運営している事業で、その一部を法定受託事務として市が行っています。